

Report

青山財産
Aoyama Zaisan Networks

2021 Winter Vol.15

自社スタジオ新設と ファミリーオフィスの新会社設立

新年を迎えましたが皆様いかがお過ごしでしょうか。当社ではコロナ禍において新たな取り組みをスタートいたしました。自社スタジオを新設し、WEBセミナー等を活用してタイムリーにお客様に情報発信ができる体制を整えました。また、1月にファミリーオフィスの子会社を設立し、非財産領域のサービス提供もスタートしています。当社グループ全体でお客様に貢献できるように尽力してまいります。

本年もどうぞよろしくお願ひいたします。代表取締役社長 蓮見正純

Message



Special Feature

ファミリーオフィス サービス開始のご案内

AZN News

2021年度(令和3年度)税制改正大綱発表





Masazumi Hasumi 蓮見 正純

ファミリーオフィスサービス、2021年1月スタート

「非財産」領域を 包括したサービスで ファミリービジネスの 永続的発展を支援



「理念」という無形資産を
世代を超えて
承継するために

青山財産ネットワークスは、2021年1月に新会社・青山ファミリーオフィスサービスを設立し、サービスを開始しました。

ファミリービジネス（＝同族企業）が永続的に発展していくための仕組みを整備・運用するサービスです。当社ではこれまで、企業オーナーの皆様に対し、「財産」面を中心に支援してまいりましたが、今後は「非財産」の領域も含め、より包括的にお手伝いしてまいります。

蓮見 新サービス立ち上げのきっかけは、財産承継コンサルティングを行う中での気づきでした。企業オーナーには「出来るだけ多くの資産を次世代に残したい」というニーズがありますが、じっくりヒアリングをしていると、実は、「どんな想いでこの事業を運営してきて、今後はどうしていきたいのか」という点に問題の本質があります。そして、壁にぶつかるとは「3代目」への承継時です。私たちはこれまで、主に創業世代から2代目への事業承継をお手伝いしてきましたが、多くの企業は今、3代目にバトンを渡すタイミングに差し掛かっています。

このとき、「大切にしてきた企業理念や一族の一体性を、次の世代に確実につないでいくのだから」という不安が生まれます。3代目ともなると創業世代とのコミュニケーションが希薄な上、価値観も多様化。承継候補者が「継がない」という選択をするケースも多発します。



米田 隆 Takashi Yoneda

オーナー企業の有形資産を支えているのは、創業の理念や事業運営の基本的行動指針」という無形資産。世代交代しても、また、場合によっては所有と経営を分離させて第三者の専門経営者に経営を任せることになったとしても、一族が大切にしている理念が承継され、永続的発展を遂げていくためには、「仕組み」が必要です。その仕組みの整備と運用を支援するために、このファミリーオフィスサービスを開始しました。

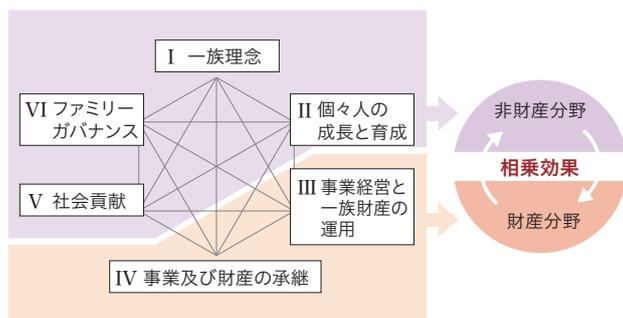
本サービスでは、非財産領域として「族理念」「個々人の成長と育成」「ファミリーガバナンス」「社会貢献」にフォーカスします。そこで、ファミリービジネスへの非財産分野も含めたコンサルティングにおいて30年の実績を持ち、早稲田大学商学大学院ビジネス・ファイナンス研究センター上級研究員（研究院教授）も務める米田隆氏をお迎えしました。

米田 同族企業は、一族のアイデンティティを強く活かした事業を行うことで社会から認められ、地域にも貢献しています。それはまさに「公的資産」とも言えるでしょう。公的資産を支える一族であるからには、

【プロフィール】
・早稲田大学商学大学院 ビジネス・ファイナンス研究センター 上級研究員（研究院教授）
・公益社団法人日本証券アナリスト協会プライベートバンキング 教育委員会委員長

早稲田大学法学部卒業。日本興業銀行の行費留学生として米国フレッチャー法律外交大学院卒業、国際金融法務で修士号取得。金融全般、特にプライベートバンキング、同族系企業経営、新規事業創造、個人のファイナンスプランニングと金融機関のリテール戦略等を専門とする。
著書に『世界のプライベート・バンキング「入門」』（ファーストプレス）、訳書に『ファミリービジネス 賢明なる成長への条件』（中央経済社）等

■ファミリーオフィスサービス6つの領域



メンバー個々の資産だけでなく、目に見えない一族が大切にしていたべき価値を守り、次世代に伝えていってほしい。一族の使命を明確に定義し、永続化するためには、『ファミリーガバナンス』の整備が欠かせません。これまで3代以上続くファミリービジネスの研究、およびコンサルティングを行ってきた経験を活かし、お手伝いをしてまいります。



2021年度(令和3年度) 税制改正大綱発表

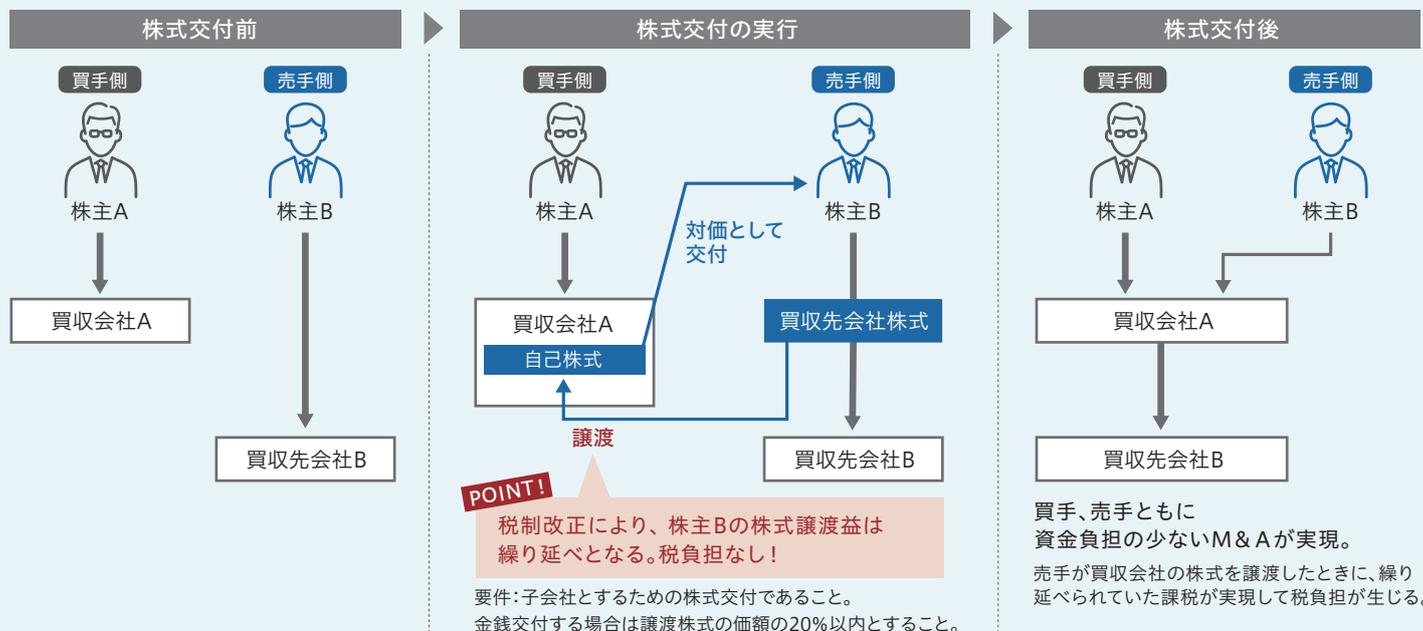
昨年12月に発表された税制改正大綱は、コロナ禍による厳しい経済状況が考慮され、近年に比べ減税項目が目立つ内容となりました。今回は以下の項目をご紹介します。



株式対価M&A税制の創設

昨今、企業の売買(M&A)がよく行われていますが、買手は買収資金を用意しなければならず、この資金負担がネックとなり企業買収ができないことがあります。しかし、会社法において、現金の代わりに自社株式を交付して企業買収を行う株式交付制度ができました。ところが、この株式交付の場合、売手は現金を受け取ることができないにもかかわらず、株式譲渡益に対する譲渡税を支払わなければならないので、納税できないという問題があります。

今回の税制改正により株式交付された場合、売手は譲渡税の繰り延べをすることができることとなります。これによりさらにM&Aが活発になることが期待されます。



退職所得課税の適正化

現状、退職所得については1/2が課税対象となり、税負担は少なくなっています。今回の改正により、勤続年数5年以下の従業員等については退職所得300万円を超える部分に対して、この1/2課税ができなくなり税負担が増加することになります。

DX税制の創設

企業の持続的成長に役立つ一定の企業変革デジタル投資に対し、特別償却又は税額控除の適用ができます。

土地の固定資産税の税額据え置き

2021年度は、3年に一度の固定資産税評価額の評価替えの年に当たります。評価替えはコロナ禍前の2020年1月時点の地価公示に基づき実施されるため、評価額が上昇する土地もあります。今回の改正により、このような土地でも2021年度に限り、固定資産税額を増加させない措置が講じられます。

申告書等の押印不要

税務申告書等については押印をする必要がなくなります。



以上の他にも改正項目が多くございますので、
当社コンサルタントにお問い合わせください。
なお、毎年税制改正に関する資料も発行しております。

コンサルティングアドバイザー部 税理士 宅地建物取引士有資格者 石黒 大揮



過去の税制改正
パンフレット

3拠点にサテライトオフィスを設置

働き方改革の一環として12月7日より、秋葉原・府中・新横浜の3拠点でサテライトオフィスを開所いたしました。各オフィスには、オフィス什器や通信設備、会議室等を配置し、各個人にゆとりのある執務スペースを確保しております。本社と変わらない執務環境を従業員に提供し、業務効率向上を目指していきます。



秋葉原



府中



新横浜

本社3階に「青山スタジオ」を新設

オンラインによるコミュニケーションが主流となる環境に対応し、当社では1月に動画撮影用のスタジオを新設いたしました。外部へ向けたセミナー配信を主軸に、採用活動や社員向けインナーブランディング動画の撮影にも活用する予定です。今回のスタジオ新設により、WEBセミナー等のオンラインコミュニケーションを拡充させ、お客様へより一層良質で多角的な情報を提供してまいります。

今後のセミナーや動画配信にご期待ください



照明、モニター、カメラ等の撮影機材も本格仕様



WEBセミナーのご案内

当社では、資産家・企業オーナー、地主、広い土地を利用されている事業者の皆様を対象とした各種セミナーを定期的で開催しております。最新情報は当社ホームページをご確認ください。

<https://www.azn.co.jp/seminar>
「セミナーのご案内」にアクセスしてください。



「財産」のことなら青山財産ネットワークス



株式会社 青山財産ネットワークス
Aoyama Zaisan Networks Company, Limited

青山財産ネットワークスグループ
株式会社 日本資産総研

相続・資産運用・事業承継に関するご相談がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

☎ 0120-022-313 平日/9:00~17:00

■ご意見、ご感想などございましたらこちらまで

青山財産レポート事務局 ▶ azn-pr@azn.co.jp

本冊子は、過去に当社にご相談いただいたお客様へ向けて、当社および当社グループ会社の業務に関する情報のご案内としてお送りさせていただいております。お客様の個人情報は、個人情報保護関連法及び当社のプライバシーポリシーに従い、適切に管理させていただいております。今後、当社からのご案内をご希望されない場合は、お手数ですが、上記お問い合わせ先までお申し出ください。
株式会社青山財産ネットワークス 情報セキュリティ委員会事務局